



ライフフィットスポーツ施設利用規定

本規定は、ライフフィットスポーツが運営管理するスポーツクラブ(以下「本クラブ」という)の利用に関して定めるものです。

【個人情報の取扱いについて】

1. 個人情報の利用目的

取得した個人情報は、ご入会手続きに関する業務、会費の請求、運営業務、担当者からのご連絡、資料の送付および社内資料作成のために利用し、その他の目的には利用しません。

2. 個人情報の委託について

当社は、利用の目的において必要な場合、個人情報を第三者に委託することがございます。委託先へは個人情報を厳重に管理することを義務付け、監督いたします。

3. 個人情報の削除について

取得した個人情報については、利用の目的が終了し、一定期間が経過した後、削除させていただくことがございます。あらかじめご了承ください。

《総則》

第1条 (運営管理会社)

本クラブの運営管理会社は株式会社フロンティア(以下「会社」という)が運営・管理を行います。

第2条 (目的)

本クラブはスポーツを通じて、会員の心と体両面の健康を維持・増進させるとともに、会員相互の親睦を図ることを目的としています。

《会員》

第3条 (会員)

- ①本クラブは会員制とし、入会する際に定められた会員種別で契約し、利用範囲内に応じて諸施設を利用することができます。
- ②会員の継続期間は、利用開始日から会社所定の退会手続きにより認められた退会月の末日までとします。

第4条 (入会手続き及び契約)

- ①本クラブへ入会する方は、本クラブ会則に同意の上、入会手続きを行います。
- ②入会手続きを行い所定の料金等を納入し、会社の承認を得て契約とします。

第5条 (入会資格) 本クラブの会員は、次の各号の全てに適合する方に限ります。

第5条-1

- ①本クラブの主旨に賛同し、施設利用規定その他の規則を守れる方。
- ②健康状態に異常がなく、医療機関等から運動の制限を受けていない方。

第5条-2 (未成年者)

未成年者が入会を希望する場合は、本人とその親権者が連署の上、申し込みを行うものとします。

第5条-3

会員が次の号のいずれかに該当した場合には、会員になる事が出来ません。

- ①暴力団員または暴力団と密接な関係にある方
- ②タトゥー・刺青(判別がつかないペインティングを含む)のある者で施設内においてタトゥー・刺青をすべて表に出さない事に同意出来る方。

③前二号に該当すると思われる行動、言動、外見をされている方

第6条（諸会費・諸料金）

- ①会費の納入方法は、毎月6日に当月分月会費をご指定の口座より引き落とし処理を行います。
- ②会員は会社が定めた諸会費・諸料金を所定の方法で、所定の期日に会社に納入しなければなりません。また理由を問わずこれを返金致しません。（第15条、第24条の場合も含まれます。）
- ③諸会費・諸料金の金額、支払時期、支払方法等は会社がこれを定めます。
- ④利用回数の有無にかかわらず、書面にて退会手続きを完了した退会月迄は月会費のお支払いが必要となります。
- ⑤月会費を滞納している会員は、施設のご利用をお断り致します。また未払い分の月会費は支払わなければなりません。
- ⑥会費その他の諸支払いを3ヶ月以上滞納し、支払いの督促に応じない場合、会員除名となります。但し、滞納分は未払い金としてご請求させていただきます。

第7条（会費の返金）

会費有効期限内に退会を申し出られた場合、所定の退会手続きを行いますが、納入済み会費は理由の如何にかかわらず返還致しません。

第8条（諸料金の変更）

会社は本クラブの運営上必要と判断した場合または、経済情勢等の変動に応じて会員種別の改廃、もしくは諸会費・諸料金等の金額を変更することができ、館内掲示等において告示するものとします。

第9条（利用資格）

次の各号に該当する方は本クラブを利用できません。

- ①酒気を帯びている方。
- ②刃物等危険物を持ち込みの方。
- ③その他第5条の各号を満たすことができない方。

第10条（会員証）

- ①会社は会員に資格を証するために会員証を交付します。
- ②前項により会員証を交付された会員は、本クラブの入場に際して会員証を提示していただきます。
- ③会員証は他人に貸与、譲渡できません。
- ④会員は第14条により会員資格を喪失した場合、速やかに会員証を会社に返還していただきます。

第11条（会員資格の譲渡及び名義変更）

会員の資格は、会社が承認した場合を除き、他に譲渡及び名義変更はできません。又、担保差入等の処分もできません。

第12条（ビジター）

会員以外の方（以下「ビジター」という）も施設を利用することができます。ビジターで施設を利用する際には、所定の書類への記入をして頂きます。ビジターの利用料に関しては別途定めます。

第13条（変更届）

会員は、氏名・住所・連絡先など入会申込書の記載事項に変更があった場合には、速やかに会社に変更届を提出するものとします。会社が会員に通知・連絡等をする際は届出住所宛にすれば足りるものとします。

第14条（会員資格の喪失）

会員が次の号のいずれかに該当した場合には、その資格を失います。

- ①退会したとき。
- ②死亡したとき。
- ③法人会員が解散又は破産・和議の申し立てを行なったとき。
- ④第5条に定める会員資格が欠けたとき。
- ⑤第15条により除名されたとき。

第15条（会員除名）

会員が次の各号のいずれかに該当する場合、会社は会員を除名できます。

- ①本規定、細則その他会社の定める規則に違反したとき。
- ②本クラブ又は、会社の名誉又は信用が傷つけられたとき。
- ③入会にあたり提出する書類に虚偽の申告をしたとき。
- ④他の会員との協調を欠き、その他設備の管理運営の秩序が乱されたとき。
- ⑤本クラブの設備等を故意に損壊したとき。
- ⑥会費その他の諸支払いを3ヶ月以上滞納し、支払いの督促に応じないとき。
- ⑦入会后、資格条件に該当しない事由が判明したとき。
- ⑧その他、会員としての品位を損なうと認められる行為があったとき。
- ⑨本クラブ内での営業活動及び販売行為が認められたとき。
- ⑩施設利用に際して不当且つ不合理な要求をなすなどして会社・従業員を著しく困惑せしめたとき。
- ⑪他者に対し、暴力行為・威嚇行為があったとき。
- ⑫注意・勧告を受けても改善・解決しないとき。

上記の理由により除名されたとき、会員は損害賠償の請求を行うことはできません。

第16条（退会）

支払方法に関わらず会員が退会する場合には、利用終了希望月15日までに所定の手続きを経て未納分の会費及び利用料などを完納した時に、利用終了希望月の末日に退会できるものとします。なお、利用終了希望月の当月15日までに、所定の手続きを完了していない場合は利用終了希望月の翌月末日の退会となります。

※電話での手続きは受け付けておりません。

第17条（休会・コース変更） ※入会時、2ヶ月間はコース変更不可。

支払方法に関わらず会員が翌月から休会・コース変更をする場合は、休会・コース変更希望月の前月15日までに手続きを行ない、休会・コース変更が可能となります。

休会は年間最大6ヵ月までとなっており、一度のご登録で3ヶ月までご利用頂けます。

登録には休会費¥1,080/月(税込)の支払いが必要となります。

また休会・コース変更希望月の前月15日までに所定の手続きを完了していない場合は、休会・コース変更希望日の翌々月からの扱いとなります。

第18条（諸規則の遵守）

会員及びビジターは本クラブの利用に際し、所定の手続きを行うとともに、本規定、細則ならびに会社が別に定める規則に従うものとします。

第19条（会員の責任）

会員及びビジターは本クラブの利用に関して、会社、他の会員、第三者に損害を与えたときは、その賠償をして頂きます。

.....

《施設利用》

第20条（施設利用）

- ①会員はその種別に応じて本クラブを利用できます。利用範囲については細則に定めます。
- ②会社は本クラブの一部を予約制とし、利用時間を制限することができます。
- ③会社は施設利用の円滑化を図るため施設の利用時間・利用回数・利用人数を制限することができます。
- ④会社は下記の事由により施設の利用を制限する場合があります。
 1. 施設の改修、点検を行うとき。
 2. 会社の主催する特別行事を開催するとき。
 3. 第21条に定める休業日においては、施設の利用はできません。

《施設営業》

第21条（休業日）

毎月第2火曜日、年末年始、夏季休業、設備点検・修理、施設の改装、並びに会社が別途定める日を休業日とします。

第22条（営業時間）

平日 9:00～22:00 / 土日祝 9:00～19:00

第23条（会社の免責）

会員は本クラブ内において、自己及び自己の所有物を自らの責任において管理するものとし、会社は本クラブ内で発生した盗難、傷害その他の事故について会社に重大な過失がある場合を除き、一切の賠償責任を負わないものとします。

会員同士の間が生じた係争やトラブルについて、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、一切関与いたしません。

第24条（閉鎖又は利用制限）

会社は次の各号により本クラブの営業が不可能または著しく困難になった場合、本クラブの全部又は一部を閉鎖し、又は本クラブの利用を制限することができます。同時にすべての会員との契約を解除することができます。この場合、会員は、その他名目の如何を問わず、損害賠償責任等の異議申し立てを行なうことができません。

- ①法令の制定・改廃されたときまたは行政指導を受けたとき。
- ②天災・地変その他不可抗力の事態が発生したとき。
- ③著しい社会・経済情勢の変化があるとき。
- ④法令に基づく点検、改善及び必要な施設改修などがあるとき。
- ⑤会社が必要と認めたとき、その他やむをえない事由があるとき。

《その他》

第25条（細則等）

本規定に定めない事項ならびに運営上必要な事項については別途細則その他の規則に定めます。

第26条（規定の改正）

本クラブは次の各号に基づき、規定の改正を行います。

- ①会社は必要に応じて本規定及び細則等を改正することができます。会員は本規定の改正が当然にすべての会員にその効力を及ぼすことをあらかじめ承認するものとします。
- ②会社は前項により規定等を改正するとき、重要な案件については会員に通知するものとし、軽微な案件については各施設に提示するものとします。

第27条（発効）

本規定は平成28年9月1日より発効とします。